

学校法人宝塚大学役員等報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人宝塚大学役員等の報酬及び退職慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長、常務理事、常勤理事及び常勤監事をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、前号の常勤の役員を除く理事、監事及び評議員をいう。

(報 酬)

第3条 常勤の役員の報酬額は、別表1の範囲内で、理事会が決定する。

2 非常勤の役員等の報酬額及び日当額は、別表2のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、専任教職員(学長を含む)が役員等を兼務する場合の役員等としての報酬額は、別表3のとおりとする。

4 常勤の役員(前項の場合を除く)の報酬額を変更する場合、その報酬額は、別表1の範囲内で、理事会が決定する。

(報酬の支払い)

第4条 報酬の支給日及び支給方法は「学校法人宝塚大学 教職員年俸制給与規程」規定に準ずる。

(報酬の計算)

第5条 役員等の報酬は、役員等に就任の月から支払い、役員等の身分を退いた月まで支払う。在任期間が1か月に満たない場合であっても、1か月分の報酬を支払う。

2 役員報酬の支給において、監事を除く役員等身分の順位は理事長、常務理事、理事、評議員の順で高位にあるものとする。役員等の重複がある場合及び月内に役員等の身分の異動がある場合等においても第3条に定める高位の金額の一つだけを支給し、重複支給はしない。

(源泉徴収控除)

第6条 所得税、市民税、社会保険料その他の法定控除額はこれを控除して支払う。

(賞 与)

第7条 第3条に定める役員等の報酬部分についての賞与は、これを支給しない。

(退職慰労金)

第8条 第3条に定める役員等の報酬部分についての退職慰労金は、これを支給しない。

(功労金等)

第9条 特に顕著な功労を有する役員等がその職を退いた場合にあっても、功労金等はこれを支給しない。

(費用弁償)

第10条 役員等が業務執行に要する費用弁償は、学校法人宝塚大学 旅費規程を適用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則 この規程は平成29年4月1日から適用する
この規程は令和3年4月1日から施行する

別表1（第3条第1項関係）

常勤の役員の報酬額

常勤役員	報酬（月額）
理事長	月額50万円～200万円
常務理事	月額40万円～80万円
常勤理事 （理事長及び常務理事を除く）	月額30万円～70万円
常勤監事	月額30万円～70万円

別表2（第3条第2項関係）

非常勤の役員等の報酬額及び日当額

非常勤役員	報酬（月額）	日当（手取り額）
非常勤理事	月額4万円	2万円
非常勤監事	月額4万円	3万円
評議員	月額1万円	1万円

日当は、非常勤の役員等が理事会、評議員会又はその職務執行のために出席又は勤務した場合には、原則として出席又は勤務した当日、1日当たり上記の日当（法定控除額をあらかじめ控除した額）を支給する。

別表3（第3条第3項関係）

大学の専任教職員を兼務する常勤役員

常勤役員	報酬（月額）
理事長	月額6万円
常務理事	月額5万円
理事（理事長及び常務理事を除く）	月額4万円
評議員	月額1万円